

日本国東京都文京区と 中華人民共和国北京市通州区 との友好都市提携に関する合意書

日本国東京都文京区と中華人民共和国北京市通州区は「日中共同声明」、「日中平和友好条約」、「日中共同宣言」と「戦略的互惠関係の包括的推進に関する日中共同声明」の諸原則にのっとり、日中両国民の理解と友情の発展を促進し、併せて東京都と北京市の両都市間の友好協力関係を強化し発展させるため、共に友好都市提携を樹立することに合意する。

I 両区は平等、相互利益の原則に基づき、経済、貿易、科学技術、文化、教育、スポーツ、健康、人材などの分野において適正な方法により、交流及び協力を積極的に行い、相互の発展に努めることに合意する。

II 両区の区長や関係部門は定期的に連絡を取り合い、両区の交流や協力事項並びに共に関心を有する問題について協議する。

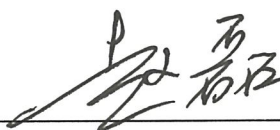
III 本合意書は署名の日から施行する。本合意書は五年間有効とし、いずれかの区が解除を希望しないかぎり、自動的に更新する。

IV 2019年10月29日北京市通州区において署名された本合意書は、日本語、英語、中国語で正副2部作成し、すべての言語が同等の効力を有する。



日本国

東京都文京区 区長



中華人民共和国

北京市通州区 区長